

証券コード 1783

2025年12月8日

(電子提供措置の開始日) 2025年12月1日

株 主 各 位

東京都港区赤坂五丁目3番1号

株式会社 fantasista

代表取締役社長 田野 大地

第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第80回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第80回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://fantasista-tokyo.jp/>)

株主総会ポータルウェブサイト (<https://www.soukai-portal.net>)

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コード(1783)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、議決権行使についてのご案内を参照の上、2025年12月22日(月曜日)午後6時00分までに議決権行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2025年12月23日(火曜日)午後1時00分(受付開始:午後0時)
2. 場 所 東京都港区赤坂五丁目2番20号
赤坂パークビル13階
TKP赤坂カンファレンスセンター ホール13D
(ご来場の際は、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項
- 第80期(自2024年10月1日 至2025年9月30日)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第80期(自2024年10月1日 至2025年9月30日)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
1. 当日の受付開始時刻は午後0時を予定しております。開会間際の混雑緩和のため、お早めのご来場をお願い申し上げます。
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 4. 総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使方法についてのご案内

株主総会にご出席されない方

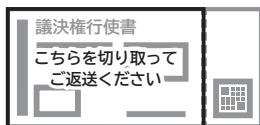


郵送によるご行使

行使期限
2025年12月22日（月曜日）
午後6時必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



インターネットによるご行使

行使期限
2025年12月22日（月曜日）
午後6時まで

後記4頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

- ・株主様のインターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。
- ・議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主様のご負担となります。

※ 同一の株主様の重複行使の取り扱い

- ・書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ・インターネットによる方法で複数回、議決権を行使された場合は、行使期限内の最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

株主総会にご出席される方



議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。（ご捺印は不要です）

開催日時 2025年12月23日（火曜日）
午後1時

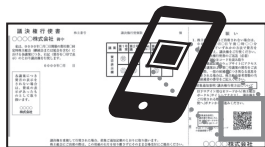
開催場所 東京都港区赤坂五丁目2番20号
赤坂パークビル13階
T K P赤坂カンファレンスセンター ホール13D

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2025年12月22日(月) 午後6時まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶<https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。▶<https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0:00~5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

(受付時間 9時~21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

事業報告

(自 2024年10月1日)
(至 2025年9月30日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2024年10月1日～2025年9月30日）におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善及び各種政策の効果により、緩やかな回復基調が継続しました。一部に足踏みも見られましたが、個人消費は物価上昇の影響を受けつつも、賃上げの広がりにより持ち直しの動きが見られました。設備投資についても、企業収益の改善やデジタル・脱炭素分野への投資拡大を背景に、高水準で推移しました。

期中の懸案事項であった物価高に関しては、コストプッシュ型の上昇が続く中、価格転嫁や賃上げへの対応が進展する一方で、米国の通商政策や中国経済の減速、中東地域における国際紛争の激化、金融資本市場の変動など、外部環境の不透明感は依然としてリスク要因となっています。

こうした経済環境のもと、当社の主要事業領域である不動産業界では以下のような動向が見られました。

- ・全国平均：住宅地・商業地・工業地のいずれも4年連続で地価が上昇
- ・三大都市圏（東京・大阪・名古屋）：全用途で上昇幅が拡大。特に東京圏では住宅地が前年より5.2%上昇
- ・地方圏：上昇傾向が継続。地方四市（札幌・仙台・広島・福岡）では上昇幅がやや縮小も他地域では拡大傾向

用途別の特徴：

- ・住宅地：利便性の高い地域で需要が堅調。富良野市などのリゾート地が人気
- ・商業地：店舗・ホテル需要が旺盛。千歳市など半導体関連地域で上昇率が高い
- ・工業地：ネット通販や物流需要に支えられ、12年連続で上昇

このような状況のもと、当社は、『多様化する世界に驚きと感動を与え続けるためにたゆまぬ努力で挑戦し続ける。』の企業理念に基づき、当社グループの柱であるリアルエステート事業の収益力のさらなる強化と、新たな柱となる事業の育成の取り組みを進めております。

この結果、当社の当連結会計年度の業績は、売上高94億22百万円（前年同期比7.0%増）、営業利益2億11百万円（前年同期比69.8%減）、経常損失8百万円（前年同期は経常利益6億64百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失2億39百万円（前年同期親会社株主に帰属する当期純利益2億90百万円）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。なお、以下の売上高にはセグメント間の内部売上高を含んでおりません。

(i) リアルエステート事業

リアルエステート事業においては、販売用不動産の消化が進展したほか、インバウンド需要によりホテル事業が堅調に推移し、さらに沖縄開発事業の売上寄与もあり、当連結会計年度の売上高90億48百万円（前年同期比7.6%増）となりました。一方で、販売を予定していた大型案件において土地の追加取得を進めたことにより期ズレが生じ、セグメント利益7億9百万円（前年同期比44.4%減）となりました。

(ii) ヘルスケア事業

ヘルスケア事業におきましては、昨年3月に発覚した紅麹関連の問題を契機に業績が低迷する状況が続きましたが、当連結会計年度は事業再生に向けた基盤整備の期間と位置づけ、原材料である原体の品質整備及び管理強化に取り組むとともに、それを活用した新商品の開発を推進し、新規顧客の獲得及び既存顧客の定着をはかる施策として、来期の発売に向けた準備を進めてまいりました。以上の結果、売上高1億37百万円（前年同期比63.8%減）、セグメント損失1百万円（前年同期セグメント損失0百万円）となりました。

(iii) クリーンエネルギー事業

当社グループは、既存の事業に加え、新たな柱となる事業の育成を行っております。クリーンエネルギー事業は、「系統用蓄電池用地」「EV（電気自動車）充電器」の第一号売上計上が実現し、今後も安定的に関連売上が見込めることから、当連結会計年度より報告セグメントとして区分表記いたしました。当連結会計年度は、売上高2億35百万円、セグメント利益71百万円となりました。なお2025年6月30日より運転を開始しております系統用蓄電池事業「fantasista gunma PSS（群馬太田蓄電所）」は、2025年9月期末時点において売上計上に至っておりませんが、引き続き順調に整備を進めており、また、同蓄電所の運用データの蓄積によるトラックレコードの回収を進めることにより、将来の特別高圧蓄電所建設に向けた礎となっております。

(iv) その他

2024年6月30日付取締役会において事業廃止を決議した「不動産コンサルティング事業」は、当連結会計年度より事業の報告セグメントを廃し、「リアルエステート事業」に含めて表示しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した重要な設備投資の総額はリースを含めて488,398千円となりました。

その主な内容は合同会社fantasista battery1等による系統用蓄電池事業向けの設備投資費用であります。

③ 資金調達の状況

当社は長短借入及び社債発行等により、2,118,656千円の資金調達を行いました。

(2) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分		第 77 期 (2022年9月期)	第 78 期 (2023年9月期)	第 79 期 (2024年9月期)	第 80 期 (当連結会計年度) (2025年9月期)
売 上 高	(千円)	5,027,291	10,586,030	8,806,039	9,422,342
経常利益又は経常損失 (△)	(千円)	50,951	1,477,189	664,308	△8,331
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	(千円)	△803,640	1,053,156	290,559	△239,599
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	(円)	△5円75銭	6円21銭	1円71銭	△1円41銭
総 資 産	(千円)	7,471,517	7,546,020	14,215,027	9,237,238
純 資 産	(千円)	5,227,670	6,401,948	6,616,182	6,376,921
1株当たり純資産額	(円)	30円64銭	37円19銭	38円90銭	37円49銭

(注)△印は、損失を示しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況 (2025年9月30日現在)

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
NC MAX WORLD株式会社	10,000千円	100%	リアルエステート事業
株式会社SPACE HOSTEL	5,000千円	100%	リアルエステート事業
株式会社ハンドレッドイヤーズ	10,000千円	100%	ヘルスケア事業等
株式会社FAIRY FOREST	5,000千円	100%	ヘルスケア事業
合同会社fantasista battery1	1,000千円	100%	クリーンエネルギー事業

(注)議決権比率は間接保有を含んでおります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、今後の持続的成長に向けて以下の事項を対処すべき課題として認識し、取り組んでまいります。

① 事業ポートフォリオの強化

販売用不動産の仕入れと販売の時期により、収益が不安定になるとともに、案件の大型化に伴いグループ全体への影響が大きくなることが課題と認識しております。

リアルエステート事業を当社グループ経営の基盤としつつ、リアルエステート事業で培った強みを成長分野（クリーンエネルギー事業等）に応用し、新たな事業基盤を確立することで経営の多角化をはかり、グループ経営の最適化と安定化を目指します。

ヘルスケア事業においては、5-A L Aサプリメント（5-アミノレブリン酸）販売のマーケティング強化による、新規顧客の獲得及び既存顧客の定着化をはかり、紅麹問題からの完全脱却・成長軌道への回帰を目指してまいります。

新規事業においては、クリーンエネルギー事業の早期の収益化が課題と認識しております。

今後は、新規事業における追加投資及び人員強化に伴う積極的な先行投資を行い、足元から数年先を見据えた収益基盤の構築を目指してまいります。

② 人材の確保と育成

当社グループを成長させていく上では、今後も人材の確保と育成が常に重要な課題であると認識しております。課題の解決に向けて、職場環境の整備や働き甲斐のある制度設計等を整えることに注力してまいります。また、採用や教育においては、従業員の特性を引き出し、やりがいを見出す職場づくりを目指してまいります。

③ 事業規模の拡大

当社グループは、社会に貢献する企業体を創造するために、持続的な事業規模の拡大を重要課題としております。リスクを最小限に抑えながら、より付加価値の高い不動産・サービス・商品を提供し、社会とともに成長してまいります。

④ 事業資金の確保

当社の中核事業であるリアルエステート事業の推進に必要な資金を安定的に確保・維持しつつ、新規事業への成長投資を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年9月30日現在)

セグメント	事業内容
リアルエステート事業	不動産売買、不動産売買に関する権利調整業務、自己保有不動産の活用並びに収益の見込める物件への投資
ヘルスケア事業	5-ALA (5-アミノレブリン酸) を含む商品の流通と販売
クリーンエネルギー事業	系統用蓄電所の建設運営 (電力需給調整市場参画等)

(6) 主要な営業所 (2025年9月30日現在)

名称	所在地
当社	本社：東京都港区
NC MAX WORLD株式会社	本社：東京都中央区
株式会社SPACE HOSTEL	本社：沖縄県那覇市
株式会社ハンドレッドイヤーズ	本社：東京都中央区
株式会社FAIRY FOREST	本社：東京都港区
合同会社fantasista batteryl	本社：東京都中央区

(7) 使用人の状況 (2025年9月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメント	使用人数	前連結会計年度末比増減
リアルエステート事業	17名(-)	1名減
ヘルスケア事業	2名(-)	-
クリーンエネルギー事業	2名(-)	2名増
全社(共通)	7名(1)	1名減
合計	28名(1)	1名減

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数 (パートタイマー等を含む) は、() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
14 (1) 名	3名増	44.9歳	1.8年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数 (パートタイマー等を含む) は、() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年9月30日現在)

借 入 先	借 入 額
(株)セゾンファンデックス	908,000千円
(株)千葉銀行	656,942千円
七島信用組合	632,500千円
大東京信用組合	178,498千円

(注)上記の額には連結子会社の借入金も含んでおります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 645,771,404株
- (2) 発行済株式の総数 170,042,851株
- (3) 株主数 25,265名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ア ク セ ス ア ジ ア 株 式 会 社	34,059千株	20.02%
黄 俊 利	3,600千株	2.11%
江 川 源	3,300千株	1.94%
浅 野 利 広	2,878千株	1.69%
河 田 敏 秀	2,564千株	1.50%
中 原 証 券 株 式 会 社	2,250千株	1.32%
鶴 田 亮 司	2,200千株	1.29%
寺 岡 聖 剛	2,066千株	1.21%
張 明	2,050千株	1.20%
江 川 麗 子	2,026千株	1.19%

- (注) 1. 当社は、自己株式を283株保有しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2025年9月30日現在）

その他新株予約権に関する重要事項

2024年12月17日開催の取締役会決議による新株予約権（第8回新株予約権）

- (1) 新株予約権の払込金額
1個につき54円
- (2) 新株予約権の行使価格
1株につき36円
- (3) 新株予約権の行使条件
 - ① 新株予約権者は行使期間において、以下の条件を達成した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。
当社が開示した2025年9月期における有価証券報告書に記載された、当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成しない場合は、損益計算書）において、連結営業利益が7.5億円を超過している場合にのみ、新株予約権者が付与された本新株予約権のうち100%（端数切捨て）を行使することができる。
なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき連結営業利益の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役に於て合理的に定めるものとする。
 - ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (4) 新株予約権の行使期間
2026年1月1日から2028年12月31日まで
- (5) 保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
当社従業員	9,700個	普通株式 970,000株	8名
子会社従業員	39,500個	普通株式 3,950,000株	13名

※新株予約権の発行時における内容を記載しております。

※第80回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）の10頁、重要な後発事象の注記に記載の通り、会社は、第三者割当による第9回新株予約権の発行をおこなうことを2025年10月30日開催の取締役会で決議しました。詳細は同書面を参照ください。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2025年9月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	田野大地	NC MAX WORLD 株式会社 取締役 株式会社NSアセットマネジメント 代表取締役 株式会社ハンドレッドイヤーズ 取締役 株式会社 FAIRY FOREST 取締役 株式会社 SPACE HOSTEL 代表取締役
取締役	齋藤顕次	株式会社KSコンサルティング 代表取締役 NC MAX WORLD 株式会社 取締役 株式会社ハンドレッドイヤーズ 代表取締役 株式会社 FAIRY FOREST 取締役
取締役	伏見泰治	公益財団法人ツネイン財団 代表理事 株式会社乃村工藝社 取締役（監査等委員）
取締役	埴原茂幸	—
取締役	木多秀夫	株式会社ユーピーマネジメント 代表取締役
取締役（常勤監査等委員）	山本光一	山本光一国際会計事務所 所長
取締役（監査等委員）	藤本一郎	弁護士法人創知法律事務所 代表社員 公益財団法人中辻創智社 理事 神戸大学法科大学院 非常勤講師
取締役（監査等委員）	藤谷彰男	ふじたに司法書士事務所 所長 NC MAX WORLD 株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役伏見泰治氏、埴原茂幸氏及び木多秀夫氏、監査等委員である取締役山本光一氏、藤本一郎氏及び藤谷彰男氏は社外取締役であります。
2. 当社は、取締役伏見泰治氏、埴原茂幸氏、木多秀夫氏及び監査等委員である取締役山本光一氏、藤本一郎氏、藤谷彰男氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
3. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、山本光一氏を常勤の監査等委員である取締役として選定しております。
4. 監査等委員である取締役山本光一氏は、税理士の資格を有しており、税務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の全取締役、監査役等であります。当該保険の保険料は全て当社が負担しており、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により補填することとしておりますが、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由を設けております。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 基本方針

取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針については、取締役会にて決議しております。

当社の取締役の報酬は、事業継続の安定性を重視し、固定の金銭報酬である基本報酬として毎月支払うこととしています。個々の取締役の報酬は、取締役の役位、経営能力、職責、在任年数、社会的地位等を踏まえ、当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

② 取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する事項

個々の取締役の報酬については、取締役会規程に基づき、代表取締役が具体的な内容についての委任を受けるものとされており、代表取締役社長である田野大地が委任を受け、担当職務、会社業績、世間水準を考慮して、株主総会で決議された報酬総額の限度内で報酬額等を決定し、取締役会も決定内容が基本方針に沿うものであると判断しております。

代表取締役に委任する理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の職務について評価を行うには、代表取締役が最も適していると判断しているためであります。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる役員の 員数
		固定 報酬	業績連動 報酬	非金銭 報酬等	退職 慰労金	
取締役 (監査等委員である取締役を除く) (社外取締役を除く)	47,400	47,400	—	—	—	2名
社外取締役 (監査等委員である取締役を除く)	16,800	16,800	—	—	—	3名
社外監査等委員	15,600	15,600	—	—	—	3名

(注) 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2019年7月9日開催の臨時株主総会において年額360百万円以内(うち社外取締役分は年額72百万円以内)(当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名(うち社外取締役3名))と決議いただいております。

2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2019年7月9日開催の臨時株主総会において年額36百万円以内(当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名)と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項（2025年9月30日現在）

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	伏見泰治	公益財団法人ツネイン財団	代表理事	当社と公益財団法人ツネイン財団との間に重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社乃村工藝社	取締役(監査等委員)	当社と株式会社乃村工藝社との間に重要な取引その他の関係はありません。
取締役	木多秀夫	株式会社ユーピーマネジメント	代表取締役	当社と株式会社ユーピーマネジメントとの間に重要な取引その他の関係はありません。
取締役	山本光一	山本光一国際会計事務所	所長	当社と山本光一国際会計事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。
取締役	藤本一郎	弁護士法人創知法律事務所	代表社員	取締役藤本一郎氏は、弁護士法人創知法律事務所の代表社員を兼職しており、同社との間に業務委託の取引関係があります。
		公益財団法人中辻創智社	理事	当社と公益財団法人中辻創智社との間に重要な取引その他の関係はありません。
		神戸大学法科大学院	非常勤講師	当社と神戸大学法科大学院との間に重要な取引その他の関係はありません。
取締役	藤谷彰男	ふじたに司法書士事務所	所長	取締役藤谷彰男氏は、ふじたに司法書士事務所の所長を兼職しており、当社の子会社であるNC MAX WORLD株式会社の不動産取引における登記業務に係る取引関係があります。
		NC MAX WORLD株式会社	監査役	

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	伏見 泰治	当事業年度に開催された取締役会21回のうち20回に出席し、ツネインホールディングス株式会社における経営経験から深い見識に基づき、取締役会において、活発な審議に積極的に参画するとともに公平中立な立場から適宜発言を行っております。
取締役	埴原 茂幸	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回に出席し、警視庁における経験から深い見識に基づき、当社の取締役会において、議案・審議等につき、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜発言を行っております。
取締役	木多 秀夫	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回に出席し、株式会社ユービーマネジメントにおける経営経験から深い見識に基づき、当社の取締役会において、議案・審議等につき、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜発言を行っております。
取締役 (常勤監査等委員)	山本 光一	当事業年度に開催された取締役会及び監査等委員会には、取締役会21回のうち21回、監査等委員会7回のうち7回に出席し、取締役会及び監査等委員会において、主に税理士としての専門的知見から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持につき意思決定の妥当性・適正性を確保するため、公平中立な立場から適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	藤本 一郎	当事業年度に開催された取締役会及び監査等委員会には、取締役会21回のうち20回、監査等委員会7回のうち7回に出席し、取締役会及び監査等委員会において、主に弁護士としての専門的知見から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持につき意思決定の妥当性・適正性を確保するため、公平中立な立場から適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	藤谷 彰男	当事業年度に開催された取締役会及び監査等委員会には、取締役会21回のうち19回、監査等委員会7回のうち7回に出席し、取締役会及び監査等委員会において、主に司法書士としての専門的知見から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持につき意思決定の妥当性・適正性を確保するため、公平中立な立場から適宜発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、社外役員全員と同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する責任限度額であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 監査法人アリア

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬の額	30,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意の判断をいたしました。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人アリアは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当社の会計監査人として在職中に報酬及び職務執行の対価として当社から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の法令で定める事業年度の合計額に2を乗じた額であり、法令が定める額を限度としております。

6. 会社の体制及び方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(業務の適正を確保するための体制の概要)

- ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び従業員が法令及び定款を遵守すべき指針として行動規範を制定します。その徹底をはかるため、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括する組織として、社長直轄の監査部を設置し、コンプライアンスの状況を監査します。

これらの活動は定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告されるものとします。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の電磁的記録を含む文書の作成、保存及び廃棄に関しては、文書管理規程を策定し、管理します。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス規程に基づき、当社グループを取り巻くリスクを特定した上で、適切なリスク対応をはかります。当社の担当取締役を当社グループ全体のリスクに関する統括責任者として任命し、グループ全体のリスクを統括的に管理します。監査部がグループ各社のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取り締役会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定します。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は原則月1回開催し、業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況の監督を行います。取締役の職務執行に関する権限及び責任については、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、適時適切に見直しを行います。

- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社各社にコンプライアンス担当者を置くとともに、監査部がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制とします。また監査部による子会社の業務監査を実施いたします。

- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべく従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

現在、監査等委員会の職務を補助すべき従業員はいませんが、必要に応じて、監査等委員会の業務補助のための監査等委員会スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査等委員会が意見交換を行います。

⑦ 取締役及び従業員が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社は、取締役及び従業員が会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実の発見をしたときは、法令に従い、直ちに監査等委員会に報告する体制を整備します。また、監査等委員会は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、監査部などの会議に出席するとともに、主要な稟議書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は従業員にその説明を求めることができる体制とします。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査が実効的に行われることを確保するため財務経理部、人事総務部等の関連部門が監査等委員会の業務を補助いたします。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社は、業務の適正を確保するための体制について当社及び子会社の内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に調査を実施しており、その結果を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

事業年度末において、監査等委員会による内部統制の整備・運用状況の評価結果による重大な是正事項は存在しないことを確認しております。

連結貸借対照表

(2025年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,511,524	流 動 負 債	2,064,918
現金及び預金	1,784,495	買掛金	569
売掛金	25,096	短期借入金	51,000
商品	623,563	1年内返済予定の長期借入金	1,718,445
原材料及び貯蔵品	1,190	未払法人税等	89,465
販売用不動産	4,411,836	未払消費税	65,073
前渡金	18,458	賞与引当金	9,007
未収入金	4,563	株主優待引当金	16,229
その他の金	644,332	その他の	115,129
貸倒引当金	△2,011	固 定 負 債	795,397
固 定 資 産	1,725,713	長期借入金	728,895
有 形 固 定 資 産	1,068,095	役員退職慰労引当金	29,625
建物及び構築物	163,213	退職給付に係る負債	830
機械装置及び運搬具	593,279	リース債務	5,819
工具、器具及び備品	7,694	資産除去債務	30,183
土地	244,653	その他の	45
リース資産	1,495	負 債 合 計	2,860,316
建設仮勘定	57,758	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	332,829	株 主 資 本	6,374,264
のれん	327,851	資 本 金	6,633,604
その他	4,978	資 本 剰 余 金	4,652,655
投 資 そ の 他 の 資 産	324,788	利 益 剰 余 金	△4,911,951
繰延税金資産	152,043	自 己 株 式	△43
その他の金	172,844	新 株 予 約 権	2,656
貸倒引当金	△100	純 資 産 合 計	6,376,921
資 産 合 計	9,237,238	負 債 純 資 産 合 計	9,237,238

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自2024年10月1日
至2025年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	9,422,342
売上原価	7,831,992
売上総利益	1,590,349
販売費及び一般管理費	1,378,659
営業利益	211,690
営業外収益	
受取利息	8,278
受取配当金	102
受取賃料	5,880
その他	1,112
営業外費用	
支払利息	235,354
その他	40
経常損失	235,394
特別利益	8,331
固定資産売却益	1,027
新株予約権戻入益	2,318
特別損失	
減損損失	159,813
その他	10,101
税金等調整前当期純損失	174,900
法人税、住民税及び事業税	103,177
法人税等調整額	△38,477
当期純損失	239,599
親会社株主に帰属する当期純損失	239,599

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自2024年10月1日
至2025年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	6,633,604	4,652,655	△4,672,351	△43	6,613,864
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属 する当期純損失			△239,599		△239,599
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	△239,599	△0	△239,599
当 期 末 残 高	6,633,604	4,652,655	△4,911,951	△43	6,374,264

	新株予約権	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	2,318	6,616,182
当 期 変 動 額		
親会社株主に帰属 する当期純損失		△239,599
自己株式の取得		△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	338	338
当期変動額合計	338	△239,260
当 期 末 残 高	2,656	6,376,921

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,251,853	流 動 負 債	54,547
現金及び預金	90,966	未払金	32,283
商 品	12,773	未払法人税等	1,210
原材料及び貯蔵品	1,190	株主優待引当金	16,229
販売用不動産	275,737	そ の 他	4,824
前 渡 金	4,400	固 定 負 債	60,638
関係会社短期貸付金	1,200,498	退職給付引当金	830
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	33,000	役員退職慰労引当金	29,625
未収消費税等	10,063	資産除去債務	30,183
関係会社未収入金	193,991		
そ の 他	21,346		
貸倒引当金	△592,113	負 債 合 計	115,186
固 定 資 産	5,414,479	純 資 産 の 部	
有 形 固 定 資 産	522	株 主 資 本	6,548,490
建物	0	資 本 金	6,633,604
車両運搬具	103	資 本 剰 余 金	7,241,383
工具、器具及び備品	419	資本準備金	6,673,170
無 形 固 定 資 産	300	その他資本剰余金	568,213
ソフトウェア	300	利 益 剰 余 金	△7,326,454
そ の 他	0	その他利益剰余金	△7,326,454
投 資 そ の 他 の 資 産	5,413,655	繰越利益剰余金	△7,326,454
関係会社株式	5,361,229	自 己 株 式	△43
関係会社長期貸付金	115,000	新株予約権	2,656
差入保証金	52,415		
そ の 他	10		
貸倒引当金	△115,000	純 資 産 合 計	6,551,146
資 産 合 計	6,666,332	負 債 純 資 産 合 計	6,666,332

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自2024年10月1日
至2025年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		615,786
売上原価		470,686
売上総利益		145,099
販売費及び一般管理費		607,794
営業外損失		462,695
営業外収益		
受取利息	26,771	
貸倒引当金戻入額	25,609	
その他	294	52,674
営業外費用		
支払利息	2,830	2,830
経常損失		412,850
特別利益		
固定資産売却益	1,027	
新株予約権戻入益	2,318	3,345
特別損失		
減損損失	159,813	
その他	10,101	169,914
税引前当期純損失		579,419
法人税、住民税及び事業税	△130,222	△130,232
当期純損失		449,186

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自2024年10月1日
至2025年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	6,633,604	6,673,170	568,213	7,241,383	△6,877,267	△6,877,267
当期変動額						
自己株式の取得						
当期純損失					△449,186	△449,186
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	-	△449,186	△449,186
当期末残高	6,633,604	6,673,170	568,213	7,241,383	△7,326,454	△7,326,454

	株主資本		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△43	6,997,677	2,318	6,999,995
当期変動額				
自己株式の取得	△0	△0		△0
当期純損失		△449,186		△449,186
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			338	338
当期変動額合計	△0	△449,187	338	△448,848
当期末残高	△43	6,548,490	2,656	6,551,146

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月21日

株式会社fantasista
取締役会 御中

監査法人アリア
東京都港区

代表社員 公認会計士 山中 康之
業務執行社員

代表社員 公認会計士 吉澤 将弘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社fantasistaの2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社fantasista及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象の注記に記載のとおり、会社は、第三者割当による第9回新株予約権の発行を行うことを2025年10月30日開催の取締役会で決議した。

当該事項は当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月21日

株式会社 fantasista
取締役会 御中

監査法人アリア
東京都港区

代表社員 業務執行社員	公認会計士	山中 康之
代表社員 業務執行社員	公認会計士	吉澤 将弘

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社fantasistaの2024年10月1日から2025年9月30日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象の注記に記載のとおり、会社は、第三者割当による第9回新株予約権の発行を行うことを2025年10月30日開催の取締役会で決議した。

当該事項は当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換をはかり、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

なお、会社は、第三者割当による第9回新株予約権の発行を行うことを2025年10月30日開催の取締役会で決議しています。

- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月21日

株式会社 fantasista 監査等委員会

監査等委員 山本 光一 ㊞

監査等委員 藤本 一郎 ㊞

監査等委員 藤谷 彰男 ㊞

(注) 監査等委員山本光一氏、藤本一郎氏及び藤谷彰男氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 事業目的の変更

当社の今後の事業展開及び多様化を見据え、新たな事業目的を追加するとともに号数の繰り下げを致します。

(2) 本店の所在地の変更

当社はこれまで、リアルエステート事業、ホテル事業、ヘルスケア事業を中心に、事業領域を拡大してまいりました。昨年は新たな事業の柱としてクリーンエネルギービジネス領域、不動産DXビジネス領域において事業展開致しました。

今後の事業の選択と集中、及びグループ組織の編成・改革を加速させ、経営効率を最適化させるためとして本店の移転を致します。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことおよび次の事業を営む会社の株式を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することをもって目的とする。</p> <p>1～3 <条文省略></p> <p>4 有価証券の保有、運用、管理および売買</p> <p>5～48 <条文省略></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことおよび次の事業を営む会社の株式を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することをもって目的とする。</p> <p>1～3 <現行どおり></p> <p>4 有価証券・暗号資産の保有、運用、管理および売買</p> <p>5～48 <現行どおり></p> <p>49 <u>ブロックチェーン技術を用いたトークンの発行、サービスの開発、提供</u></p> <p>50 <u>コレクション性商品の企画、仕入、売買、保有、保管および賃貸、これらに係る電子商取引、オークションの運営および仲介ならびにこれらに付帯または関連する一切の事業</u></p>

現行定款	変更案
<p><新設></p>	<p>51 <u>金地金その他貴金属地金の売買、保有、保管および運用ならびにこれらに付帯または関連する一切の事業</u></p> <p>52 <u>売掛債権、請負債権、その他の債権の買い取りおよびこれらに付帯または関連する一切の事業</u></p>
<p>(本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。</p>	<p>(本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。</p>
<p><新設></p>	<p>附則 (本店所在地の変更時期) 第1条 定款第3条(本店の所在地)の変更は、<u>2026年5月1日をもって効力を生じるものとする。</u> ② 前項に定める効力発生日の経過後、削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	<p style="text-align: center;">た の だ い ち 田 野 大 地 (1970年2月10日生)</p> <p style="text-align: center;">在任年数 4年</p>	<p>1999年10月 スリープログループ株式会社 (現 ギグワークス株式会社) 入社</p> <p>2006年9月 株式会社ビーアイジーグループ (現 株式会社エム・エイチ・グループ) 執行役員 ラッシュネットワーク株式会社 取締役</p> <p>2007年9月 株式会社S Jホールディングス (現 株式会社CAICA DIGITAL) 入社</p> <p>2012年9月 SJI (Hong Kong) Limited 董事</p> <p>2015年10月 ラオックス株式会社 入社</p> <p>2017年10月 株式会社木下グループホールディングス 入社</p> <p>2017年11月 株式会社木下福祉アカデミー 代表取締役</p> <p>2018年5月 株式会社トランク 取締役COO</p> <p>2019年10月 株式会社アジアゲートホールディングス 入社 IR推進室室長</p> <p>2021年2月 株式会社AEテクノロジーズ (現 株式会社ハンドレッドイヤーズ) 取締役 (現任)</p> <p>2021年10月 NC MAX WORLD株式会社 取締役 (現任)</p> <p>2021年12月 当社 代表取締役社長 (現任)</p> <p>2022年6月 株式会社FAIRY FOREST 取締役 (現任)</p> <p>2022年9月 株式会社NSアセットマネジメント 代表取締役 (現任)</p> <p>2023年2月 株式会社SPACE HOSTEL 代表取締役 (現任)</p> <p>〔重要な兼職の状況〕</p> <p>NC MAX WORLD株式会社 取締役</p> <p>株式会社NSアセットマネジメント 代表取締役</p> <p>株式会社ハンドレッドイヤーズ 取締役</p> <p>株式会社FAIRY FOREST 取締役</p> <p>株式会社SPACE HOSTEL 代表取締役</p>	<p style="text-align: center;">一株</p>

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
2	さいとうけんじ 齋藤顕次 (1963年12月16日生) 在任年数 4年	1987年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2000年1月 山田建設株式会社入社 2005年10月 株式会社アースリー 取締役 2011年2月 株式会社Webplus Japan (現 株式会社KSコンサルティング) 代表取締役 (現任) 2013年3月 株式会社PAX創研 (現 株式会社メトロス開発) 代表取締役 2015年4月 石山Gateway Holdings株式会社 執行役員 2016年6月 燦キャピタルマネージメント株式会社 取締役 2017年3月 SGPEジャパン株式会社 代表取締役 2017年3月 SUN BIOMASS, PTE, LTD Director 2020年8月 ルイ・コーポレーション株式会社 入社 2021年12月 当社 取締役 (現任) 2022年1月 NC MAX WORLD株式会社 取締役 (現任) 2022年2月 株式会社ハンドレッドイヤーズ 取締役 2024年12月 同社代表取締役 (現任) 2022年6月 株式会社FAIRY FOREST 取締役 (現任) 2023年6月 グローム・ホールディングス株式会社 取締役 [重要な兼職の状況] 株式会社KSコンサルティング 代表取締役 NC MAX WORLD株式会社 取締役 株式会社ハンドレッドイヤーズ 代表取締役 株式会社FAIRY FOREST 取締役	一株
3	ほすみみつかつ 保住光良 (1964年10月16日生) 新任	1988年3月 株式会社東京スタイル (現 株式会社TSIホールディングス) 入社 1998年1月 株式会社良品計画 入社 2006年1月 株式会社シーズメン (現 スターシーズ株式会社) 入社 2007年3月 同社 経営管理部長 2023年5月 同社 取締役 2025年7月 日本製麻株式会社入社 執行役員 管理本部管掌 [重要な兼職の状況] なし	一株
4	ふしみやすはる 伏見泰治 (1950年8月4日生) 在任年数 5年	1974年4月 大蔵省 (現 財務省) 入省 1998年6月 同省主税局 総務課長 2002年4月 常石造船株式会社 監査役 2004年4月 同社 代表取締役会長 2006年10月 ライフネット生命保険株式会社 監査役 2007年1月 ツネインホールディングス株式会社 代表取締役会長 2012年1月 同社 代表取締役会長兼社長 2016年1月 同社 特別顧問 2017年9月 公益財団法人ツネイン財団 代表理事 (現任) 2018年5月 株式会社乃村工藝社 監査役 2020年12月 当社 取締役 (現任) 2022年5月 株式会社乃村工藝社 取締役 (監査等委員) (現任) [重要な兼職の状況] 公益財団法人ツネイン財団 代表理事 株式会社乃村工藝社 取締役 (監査等委員)	一株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
5	うえ すぎ やす ひさ 植 杉 泰 久 (1978年4月24日生) 新任	2001年4月 大和証券株式会社 入社 2018年10月 ship shape 合同会社 入社 2021年2月 同社 代表社員 (現任) 2023年5月 株式会社シーズメン (現 スターシーズ株式会社) 代表取締役社長 2023年5月 株式会社チチカカ 代表取締役社長 2025年6月 日本製麻株式会社 取締役就任 2025年8月 日本製麻株式会社 代表取締役就任 (現任) 〔重要な兼職の状況〕 日本製麻株式会社 代表取締役社長 ship shape 合同会社 代表社員	一株
6	まき の だい すけ 牧 野 大 輔 (1974年2月20日生) 新任	1996年4月 株式会社オーバースーツラベル 入社 2012年4月 同社 リーテール事業部課長 2020年4月 同社 営業部次長 2023年5月 株式会社シーズメン (現 スターシーズ株式会社) 取締役 2024年5月 株式会社I A Aトラベル 代表取締役 (現任) 2025年6月 日本製麻株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任) 〔重要な兼職の状況〕 株式会社I A Aトラベル 代表取締役 日本製麻株式会社 社外取締役 (監査等委員)	一株

- ※1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 保住光良氏は、これまで、組織運営、内部管理体制の構築、リスク管理やコンプライアンス対応など、多岐にわたる業務で豊富な経験を積んでまいりました。こうした経験を背景に、経営基盤の強化やガバナンス向上に向けた取り組みにおいて高い能力を発揮すると期待し、当社のさらなる企業価値向上に寄与する人材であると判断いたしました。
3. 取締役候補者である伏見泰治氏、植杉泰久氏、及び牧野大輔氏は社外取締役候補者であります。また、伏見泰治氏、植杉泰久氏、及び牧野大輔氏の3名は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、各氏の選任が承認された場合、当社は同3名を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、取締役候補者伏見泰治氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続すると共に、新たに植杉泰久氏、牧野大輔氏の選任が承諾された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 伏見泰治氏は、他社においても直接経営に関与された経験を有しており、当社の社外取締役として過去5年間にわたり、経営上の重要事項に対して常に独立した立場から、鋭い指摘や建設的な意見をいただくことで、当社の取締役会の活性化およびガバナンス強化に大きく貢献してまいりました。これまでの実績と専門性に基づく助言能力は、当社の持続的な企業価値向上に引き続き寄与するものと判断し、同氏を社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 植杉泰久氏は、現在も上場企業において経営の中核を担っており、企業経営全般に関する豊富な経験と高度な知見を有しております。事業運営および組織マネジメントを通じて培った実務能力を備えており、当社の経営の監督機能強化および経営判断の適正性向上に大きく寄与するものと期待しております。

7. 牧野大輔氏は現在も他社において経営に携わっており、当社の取締役会における意思決定の客観性・妥当性を高め、企業価値向上に貢献するものと考えております。また、同氏が有する豊富な経験と専門性は、当社の経営監督機能の強化に大いに資するものと期待されます。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に基づき、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である当社の取締役が会社役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されます。保険料は全額当社が負担しております。全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお当社は、当該保険契約を役員の任期途中に更新することを予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現在の監査等委員である取締役全員（3名）は本總會終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	やまもと こういち 山 本 光 一 (1953年7月15日生) 在任年数 4年	1978年4月 東京国税局入局 1978年7月 葛飾税務署 1982年7月 下谷税務署 1985年7月 東京国税局 1988年7月 日本橋税務署 1991年7月 東京国税局 1994年7月 麹町税務署 1997年7月 四谷税務署 2000年7月 玉川税務署 2004年7月 渋谷税務署 2005年8月 税理士登録 2006年6月 東京税理士会東村山支部法対策委員就任 2008年4月 山本光一国際会計事務所 所長（現任） 2009年6月 東京税理士会四谷支部法対策委員就任 2015年6月 東京税理士会四谷支部研修委員就任（現任） 2021年12月 当社 取締役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 山本光一国際会計事務所 所長	一株
2	ふじもと いちろう 藤 本 一 郎 (1975年11月16日生) 在任年数 6年	2001年10月 弁護士法人淀屋橋・山上合同 アソシエイト 2006年9月 Squire Sanders (現 Squire PattonBoggs) ロサンゼルス事務所 客員弁護士 2007年9月 上海上海兆辰匯亞律師事務所 (現 上海上海瀾亭律師事務所) 客員弁護士 2007年9月 弁護士法人淀屋橋・山上合同 社員 2012年9月 神戸大学法科大学院 非常勤講師（現任） 2015年11月 公益財団法人中辻創社 理事（現任） 2017年4月 弁護士法人創知法律事務所 代表社員（現任） 2019年12月 当社 取締役（現任） 2022年11月 グローム・ホールディングス株式会社 代表取締役社長 2023年6月 同社 代表取締役会長 2024年6月 同社 取締役 〔重要な兼職の状況〕 弁護士法人創知法律事務所 代表社員 公益財団法人中辻創智社 理事 神戸大学法科大学院 非常勤講師	一株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	はいばらしげゆき 埴原茂幸 (1955年9月27日生) 新任	1975年10月 警視庁入庁 2016年3月 警視庁 警視 2016年4月 警視庁再任用 2017年4月 株式会社整理回収機構入社 2021年12月 当社 取締役 〔重要な兼職の状況〕 なし	一株

- ※1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 山本光一氏、藤本一郎氏及び埴原茂幸氏の3名は、監査等委員である社外取締役候補者であります。また、監査等委員の山本光一氏、藤本一郎氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。新たに埴原茂幸氏の選任が承諾された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 - 山本光一氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、国税専門官及び税理士としての豊かな専門知識と豊富な経験を活かし、会計及び税務に関する精通した知見を有しており、当社の社外取締役として十分な監査・監督機能を発揮いただけるものと判断していることから、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
 - 藤本一郎氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、同氏の長年にわたる法律家としての職歴を通じて、豊富な経験と高い見識・専門性を有しております。法律の専門的見地から、経営と独立した立場において取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性が期待できることから、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - 埴原茂幸氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、2021年より4年間当社の社外取締役として同氏の警察機関における豊富な経験と高い見識から当社のコーポレート・ガバナンス強化において有益な提言をいただいております。今後のさらなる取締役会の監督機能の向上に活かしていただけるものと期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
 - 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である当社の監査等委員が当社の会社役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されます。保険料は全額当社が負担しております。全ての監査等委員候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお当社は、当該保険契約を役員の任期途中で更新することを予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図

〒107-6190 東京都港区赤坂五丁目2番20号
赤坂パークビル 13階

TKP赤坂カンファレンスセンター ホール13D



会場まで

●地下鉄

赤坂駅（東京メトロ千代田線）3b出口より徒歩5分

◎会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。